

自治体毎に差異のある第三者による住民票写し取得時の事務手続きの統一化（2008年あじさい月間要望内容および回答一覧）

| 提案事項 管理番号 | 提案主体 名 | 要望事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的事業の実施内容・提案理由 | その他 (特記事項) |
|--------------|-------------|------------------------------------|---|--|---------------|
| | (社)日本損害保険協会 | 自治体毎に差異のある第三者による住民票写し取得時の事務手続きの統一化 | 第三者が郵送にて住民票写しを取得する場合に必要な、債権債務の存在を証明する書類の認定につき、自治体ごとに取り扱いに差異が見られ、過剰に厳格な要件が課されているケースがある。たとえば、保険契約の申込書を証明書類とする場合において、契約者の自署がない場合には追加的に書類の添付等を求められることがある。証明書類としての要件を適切なレベルで統一化していただきたい。 | お客様が既に転居されているにもかかわらず転居のお申し出をいただいていないケースが一定の割合で発生する。このようなお客様へ種々の書類を送付する場合には、お客様の転居先確認のために、通常、住所地の自治体へ郵送にて住民票写し取得の手続きを行うが、自治体毎に必要な書類や手続きに相違があるため、自治体に事前に確認し申請書類を作成するなど、自治体毎に異なる事務が発生している。この事務を統一することで、保険会社における住民票写し取得の事務ロードが削減されることになるとともに、必要な書類の送達に必要な日数を短縮することができ、お客様対応上も意義がある。 地方自治法第2条第13項において、自治事務に関しては、各自治体において地域の特性に応じた事務処理が可能となるよう国として配慮すべきことを定めているが、一方で自治事務であっても、必ずしも取扱の差異が地域性にに基づくものではないと考えられるものもある。全国展開をしている企業の事務ロードを削減し、効率化を図るという観点から、統一性・公平性の観点による事務処理の標準化は必要であり、上述のような地域性に基かない取扱の差異については、なお一定の統一化も可能と考えられる。昨年度のみみじ要望で市町村における運用の実態に関する情報を収集するとの回答をいただいております、その結果も踏まえつつ、前向きなご検討をいただきたい。 | |

| 制度の所管官庁等 | 管理コード | 該当法令 | 制度の現状 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） | その他 (特記事項) |
|---|-------|--|---|-------|-------|---|---------------|
| 総務省 | | 住民基本台帳法第12条の3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第10条 | 本人等以外の者による住民票の写しの交付に係る申出については、その利用の目的を明らかにしてすることが求められる（住民基本台帳法第12条の3第4項第4号）ところ、当該申出先の市町村長が必要と認めるときは、その利用の目的を証する書類の提示又は提出を求めるものとされている（住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第10条第1項後段）。 住民票の写しの交付に係る事務は自治事務であり、上記書類の提示又は提出の求めについても、住民票の写しの適正な交付に必要と認められる範囲で、市町村長の判断の下に行われるものである。 | C | - | 本人等以外の者が自己の権利の行使や義務の履行のために住民票の写しの交付を申し出る場合に提示又は提出が求められる住民票の写しの利用の目的を証する書類については、通常、契約書の写し等で足りると考えられる。しかしながら、現実の債権債務関係をはじめとする権利・義務関係は、多様なケースが想定されるため、あらかじめ国の側で一律の基準を示すことは適当ではない。 具体の事案に応じて、実際に処理に当たる市町村が適宜判断すべきものである | |
| （参考）2007年度のみみじ要望への総務省再回答 | | | | | | | |
| 住民票の写しの交付の請求の手続きについては、自治事務でもあり、原則として各地方公共団体の判断のもとになされている。なお、第166回国会において住民票の写し等の交付を請求する場合を限定する等の法改正を行ったところであるが、その中で、これまでの運用を踏まえ、権利行使や義務履行のために住民票の写しの交付を申し出できることと明定しているところであるので、申出に際しては、債権や債務を証明する書類を添付する必要があることが明確になっているところ。契約書の写し等があれば、通常は住民票の写しの交付が認められるものと考えているが、市町村における運用に関する情報収集や情報提供に取り組んでまいりたい。 | | | | | | | |

| 再検討要請 | 措置の分類 | 措置の内容 | 措置の概要（対応策） |
|---|-------|-------|---|
| 以下の3点につき、詳細説明をお願いいたします。 ①昨年度のみみじ要望で「市町村における運用の実態に関する情報収集や情報提供に取り組んでいく」との前向きな回答をいただいたものと理解していたが、今回の回答内容はやや後退感を感じざるを得ない。前もみじ要望回答を踏まえた、貴省の見解を伺いたい。 ②貴省回答にある「権利・義務関係は、多様なケースが想定されたため」とあるが、ここで言う多様なケースとは何か。具体的に示されたい。 ③平成19年第166回国会において、住民票の写しの交付制度等については、個人情報に対する意識の高まり等を踏まえた交付請求の主体と目的を限定する規制強化がなされ、結果として不適切な申請に対する防衛手段が講じられたと考えるならば、上記①に記載された「市町村における運用の実態に関する情報収集や情報提供に取り組むこと」は要望者の問題意識に応える第一歩につながるものではないかと考えるが、貴省の見解を伺いたい。更に、如何なる不適切な申請を想定しているのか、併せてご回答願いたい。 | C | - | 昨年の法律改正を受けて、市町村の現場における事務処理の実態に照らし、住民票の交付が求められるケースが様々であり、一律には律しきれないことを踏まえ、平成20年4月28日総行市第102号通知「住民票の写し等の交付に関する質疑応答集について」において以下の記載をしているところ。 （問15）住民票省令第10条第1項に規定する「(法第12条の3)第4項第4号の事項を証する書類」とは具体的には何か。 （答）具体的な事案如何により様々であるが、契約書や法令による添付書類等を示す文書の写しなどがあてはまる。 この考え方を踏まえ、各市町村において、具体の事案に応じて、適宜判断されているものと史料。 昨年の要望のやりとりを踏まえた対応に努めており、理解願いたい。 |
| （参考）2007年度のみみじ要望への総務省再回答 | | | |
| すでに、以前回答した措置の概要（対応策）でも述べたとおり、住民票の写し等の交付を請求する場合を限定する等の法改正を行ったところであり、その中で、これまでの運用を踏まえ、権利行使や義務履行のために住民票の写しの交付を申し出できることと明定しているところであるので、申出に際しては、債権や債務を証明する書類を添付する必要があることが明確になっている。契約書の写し等があれば、通常は住民票の写しの交付が認められるものと考えており、特段手続の統一化を図る必要はないと認識しているが、市町村における運用に関する情報収集や情報提供に取り組んでいくこととしている。 | | | |